五　措置法第四十二条の七第一項から第三項まで又は第五項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の七第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の七第二項、第三項又は第五項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

六　措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

七　措置法第四十二条の十第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十一第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八　措置法第四十三条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

九　措置法第四十三条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十　措置法第四十四条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十一　措置法第四十四条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十二　措置法第四十四条の三第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

十三　措置法第四十四条の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十四　措置法第四十四条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十五　措置法第四十五条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

十六　措置法第四十五条の二第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

十七　措置法第四十六条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

十八　措置法第四十六条の二第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

十九　措置法第四十六条の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十　措置法第四十六条の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十一　措置法第四十七条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十二　措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十三　措置法第四十八条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十四　措置法第五十二条第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

二十五　措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定　これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算されたこれらの規定に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

二十六　措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

二十七　措置法第五十五条第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

二十八　措置法第五十五条の五第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

二十九　措置法第五十五条の六第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十　措置法第五十五条の七第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十一　措置法第五十六条第一項又は第十項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十二　措置法第五十七条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

三十三　措置法第五十七条の四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

三十四　措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十五　措置法第五十七条の六第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十六　措置法第五十七条の八第一項又は第十項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

三十七　措置法第五十七条の九第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

三十八　措置法第五十七条の十第三項の規定　同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十二条第二項に規定する百分の百十六に相当する金額

三十九　措置法第五十八条第一項、第二項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

四十　措置法第五十九条第一項又は第二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

四十一　措置法第五十九条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

四十二　措置法第六十条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十条第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業　法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

ロ　措置法第六十条第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業　法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

ハ　措置法第六十条第一項の表の第三号の下欄に掲げる事業　法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

四十三　措置法第六十一条第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

四十四　措置法第六十一条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

四十五　措置法第六十一条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

四十六　措置法第六十四条第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額